

府中市特別支援教育推進計画  
第2次推進計画

府中市教育委員会

## ＜目 次＞

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| はじめに                               | ( 1 ) |
| I 推進計画の基本理念                        | ( 2 ) |
| II 推進計画の実施期間                       | ( 2 ) |
| III 推進計画の実施に当たって                   | ( 2 ) |
| IV 第1次推進計画を振り返って                   | ( 3 ) |
| V 府中市における現状と分析                     | ( 8 ) |
| VI 特別支援教育の推進に向けた総合的な教育体制の整備        |       |
| 1 安心して、豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進します。     |       |
| (1) 通常の学級に在籍する発達障害児等を含めた支援の充実      | (14)  |
| (2) 特別支援学級の充実                      | (14)  |
| (3) 特別支援巡回チーム(専門家チーム)による学校支援の充実    | (14)  |
| 2 学校全体で教育支援を行うために、学校体制を整備します。      |       |
| (1) 校(園)内委員会のより一層の充実               | (16)  |
| (2) 特別支援教育コーディネーターの複数指名            | (20)  |
| (3) 個別指導計画、個別の教育支援計画等の充実           | (21)  |
| 3 質の高い教育を行うために、教員の資質・専門性の向上を図ります。  |       |
| (1) 教員の主体的な研究・研修の充実                | (24)  |
| (2) 教員研修の充実                        | (24)  |
| (3) 特別支援教育推進連絡会の充実                 | (25)  |
| 4 ライフステージに応じた相談及び相談支援体制を充実します。     |       |
| (1) 特別支援相談室の充実                     | (26)  |
| (2) 幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学             | (26)  |
| (3) 就学・転学相談の充実                     | (27)  |
| 5 府中市における関係機関ネットワークづくりを推進します。      |       |
| (1) 副籍の充実・都立特別支援学校との連携             | (30)  |
| (2) 大学との連携の強化：発達心理学専攻等の大学院生による教育支援 | (31)  |
| (3) 心身障害者福祉センター(あゆの子)等、就学前施設との連携   | (31)  |
| 6 学校関係者、市民への特別支援教育に関わる情報を発信します。    |       |
| (1) P T A・保護者等への説明と理解              | (32)  |
| (2) 児童・生徒の理解啓発                     | (32)  |
| 資料(用語の説明、教育相談に関わる関係機関の連絡先)         | (33)  |

## はじめに

府中市教育委員会では、平成18年2月に「府中市特別支援教育推進計画」を策定し、府中市における特別支援教育の方向性を広く市民に公表し、その実現に取り組むことにしました。

第1次推進計画は、特別支援教育コーディネーターの指名、個別指導計画の作成等の総合的な教育体制の整備を進めるとともに、巡回相談員、巡回指導員、特別支援学級の新設、研修の充実等、施策を示しました。府中市では、この計画に基づき、公立幼稚園、小・中学校での校（園）内委員会の設置や巡回指導・巡回相談員の充実等を図ってまいりました。

この間、「学校教育法」が一部改正され、「心身障害教育」から「特別支援教育」に名称が変更され、平成19年4月から小・中学校の通常の学級において、特別な支援を必要とする児童・生徒に対しても特別支援教育を行うことが規定されました。また、平成23年8月に障害者基本法が改正され、第16条には「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されました。

東京都は、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」を示し、「すべての学校で実施する特別支援教育の推進」、「つながりを大切にした特別支援教育の推進」、「自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進」を基本的な考え方としています。その中で、区市町村における「重層的な支援体制」について「特別支援教室」構想を打ち出しております。このことにより、通常の学校内での支援体制を構築するとともに、従来の通級指導学級、固定学級と併せて重層的に支援が行える体制整備を図ろうとしているところです。

一方、府中市においては、平成20年度に教育振興基本計画である「府中市学校教育プラン21」の第2期事業実施計画期間が終了し、平成21年度から後期5年間が始まりました。第3期の事業実施計画では、特別支援教育の充実について、①就学相談・継続相談の充実、②特別支援学級の充実、③個別指導計画の充実、④交流教育の推進、⑤保護者・関係機関との連携、⑥特別支援教育の推進を掲げています。

府中市特別支援教育推進計画（第2次推進計画）は、平成18年から展開してきた取組を踏まえ、国及び東京都の動向に対応しながら、市内の公立幼稚園、小学校、中学校においても特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、適切な指導及び支援を行うための施策を盛り込んでいます。

具体的には、「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」にある「特別支援教室」や「情緒障害特別支援学級（固定学級・通級指導学級）」の設置に向けての検討、特別支援学級における個に応じた教育内容・方法の充実を推進します。また、特別支援相談室については、専門家チームを編成し学校への支援体制の強化を図ること、さらに、大学との連携を強化し、特別支援教育の視点から授業改善や学級経営の在り方の検討を連携して行うことを通して特別支援教育の一層の充実を図っていきます。

今、特別支援教育は、制度の充実から内容の充実への転換期にあります。

特別支援教育は、学校や関係機関の取組と努力だけで充実・発展させることはできません。障害のある幼児・児童・生徒一人一人がニーズに応じた適切な支援を受け、学習上、生活上の困難を改善し、豊かな学校生活を送れるよう特別支援教育をより一層推進していきます。

平成25年12月

府中市教育委員会

## I 推進計画の基本理念

府中市教育委員会では、府中市学校教育推進計画「府中市学校教育プラン21」及び教育委員会の教育目標において、次のような子供像や基本方針等を掲げています。

「府中市学校教育プラン21」

○育てたい子ども像 「心豊かで たくましい子ども」

○第4節 子どもに合った学校を選ぼう 3特別支援教育の充実

心身に障害のある児童・生徒に対して、それぞれの能力や個性を伸長させる教育を展開することが必要です。そのため、就学前から幼稚園、保育所や医療機関などとの連携を図り、一人一人の児童・生徒の障害の状態を十分に把握し、それぞれの障害に適した教育を行うことが重要です。そして、個に応じた教育を推進するうえで、保護者とともに個別指導計画を作成すること、医療機関などの関係機関と密接に連携をとることなどが必要です。

「平成25年度 教育目標及び基本方針」基本方針2 豊かな個性と創造力を伸長する教育の推進

(6) 障害のある幼児・児童・生徒が、その能力・特性等を十分に伸ばして成長・発達していけるよう、校内委員会を充実させるとともに、個々の教育ニーズに応じたきめ細かな指導を展開する等、特別支援教育の充実に努める。

このことは、障害のある子供を含めた全ての子供たちに、発達・発育の著しいこの時期に、生涯にわたる心身の健康の保持・増進に必要な知識、能力、態度及び生活習慣を身に付けさせることを通じて、たくましく生きる意志と意欲、価値観を形成することなどによって「生きる力」を育むことを目指して、示したものです。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会（ノーマライゼーション社会）の実現に向けて、学校教育が果たすべき役割は大きいものです。その意味で、特別支援教育は、障害の有無に関わらず、全ての子供たちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指すものであり、学校教育に携わる全ての教職員や保護者、市民が自らの意識を改革する必要がある新たな教育制度であることを認識する必要があります。

府中市では、障害のある子供のライフステージを見通し、豊かな将来を育むために、就学前から中学校卒業時までの一貫した教育体制の構築を目指すとともに、子供や保護者、教職員を始めとして、市民への理解啓発活動を進めます。そして、障害のある子供一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その子供の能力や可能性を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進します。

## II 推進計画の実施期間

本計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間で実施していきます。

## III 推進計画の実施に当たって

現在、策定中である次期府中市学校教育プランや平成26年度からの第6次府中市総合計画との整合を図り、各施策についてPDCAサイクルに基づいた進行管理を行っていきます。

## Ⅳ 第1次推進計画を振り返って

ここでは「第1次推進計画」における取組の成果と課題について示します。

### 1 校内委員会の設置について

#### 【成果】

校内委員会は全ての府中市立学校で設置され、特別な支援が必要な児童・生徒の支援体制等について共通理解や協議が行われています。

#### 【課題】

学校によって、定期的を開催している学校から必要に応じて開催する学校があります。学校の児童・生徒の実態によって開催方法が異なりますが、全校で支援が必要な児童・生徒の対応及び指導について共通理解の下に進めていくことが重要で、より一層校（園）内委員会を充実させていくことが必要となります。

### 2 特別支援教育コーディネーターの指名及び研修について

#### 【成果】

全校において指名されており、学校の特別支援教育の推進の中核となっています。

#### 【課題】

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒が増加するなか、特別支援教育を充実させていくために、特別支援教育コーディネーターが1人だけでは十分に推進していくことが難しい状況にあります。対応や関係機関との連携は複数で行うことが、より一層の充実が必要となります。また、新しく特別支援教育コーディネーターとなった教員を対象とした研修を充実させていくことが必要となります。

### 3 個別指導計画、個別の教育支援計画の作成について

#### 【成果】

特別な支援が必要な児童・生徒の個別指導計画は全校で作成されるようになりました。また、学校の判断で必要に応じて個別の教育支援計画を作成しています。

#### 【課題】

個別指導計画では、内容の充実が図られている一方、作成の時期や見直しの点で一部課題があります。また、学校や幼稚園では個別の教育支援計画や就学支援シートを作成している場合と作成されていない場合があります。個別指導計画及び個別の教育支援計画の作成に向けて、より一層の推進と研修を充実させていくことが必要となります。

### 4 副籍制の導入に伴う交流の実施について

#### 【成果】

毎年、都立特別支援学校に通学している児童・生徒が居住している学区域の小・中学校と直接・間接（学校便り、学級だより、手紙等）による交流を実施し、互いの理解を深めることのできるなどの成果が見られています。

#### 【課題】

都立特別支援学校に通学している児童・生徒及び保護者の中には、諸事情により副籍制度の利用を希望されない場合があります。利用の促進のために、学校と利用している児童・生徒がより一層交流を深められるよう内容の充実を図るとともに、都立特別支援学校と連携して取組内容を周知していくことが必要となります。

### 5 巡回相談員による巡回相談の実施・スーパーバイザーの派遣について

#### 【成果】

平成24年度まで、巡回相談員による全校訪問を行っていました。このことにより、学校で必要な相談体制の充実を図ることができました。平成25年度からスクールカウンセラーが全校配置となったことを受け、これまでの定期的な巡回相談制度は廃止し、「府中市特別支援巡回チーム」と名称を改め、学校の要請に応じて訪問し、相談する体制へと移行しました。

#### 【課題】

「府中市特別支援巡回チーム」が多くの学校（園）から利用されるようにするとともに、学校のニーズや幼児・児童・生徒の実態を多角的に把握できるようにするために、構成する人員の専門分野が多岐にわたるようにすることが必要となります。

### 6 巡回指導員による巡回指導について

#### 【成果】

巡回指導員による「取り出し指導」や授業内での「個別指導」により学習の支援を行うことができました。児童・生徒が落ち着いて学習に向かうことにつながりました。

#### 【課題】

これまで巡回指導員が指導できる児童の数は、1校につき5人までを上限としていたため、巡回指導員による指導が必要な児童・生徒の全員が受けられるものではありませんでした。平成25年度から、各学校で自律予算（校長裁量の予算）が配当され、予算の範囲内で学校の実情に応じて必要な人数の配置が可能となりましたので、より一層軌道に乗せていくとともに、学校の活用状況について確認していくことが必要となります。

### 7 特別支援相談室の活動について

#### 【成果】

巡回相談員、巡回指導員、就学相談員等が連携し、特別な支援が必要な児童・生徒の情報の共有と対応について学校に助言しました。

#### 【課題】

平成25年度から体制が変わったことにより、特別支援巡回チーム、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、就学相談員がこれまで以上に連携し、学校に専門的な助言や指導を行うことが必要となります。

### 8 大学との連携（発達心理学専攻の大学院生による教育支援）について

#### 【成果】

教育委員会と白百合女子大学が協定を結び、発達心理学及び発達臨床心理学を専攻している大学

院生を年間を通して、毎週決められた時間に学校に派遣し、発達障害があると見られる児童・生徒への教育支援を行い、指導及び対応の充実を図ることができました。

【課題】

本制度による教育支援を受けている学校が一部にとどまり、全小・中学校への広がりが見られませんでした。本制度をより一層活用するために、成果について周知していくとともに、大学から派遣される大学院生の確保のために、多くの大学と連携を図ることが必要となります。

## 9 通級指導学級（情緒障害）への臨床心理士の派遣について

【成果】

教育センターの心理士が、定期的に学校を巡回し、教員に児童・生徒の指導について助言をすることで、通級指導学級における指導内容の改善が図られました。

【課題】

学校の管理職や特別支援教育コーディネーター、学級担任が、スクール・カウンセラーとの連携を密に図ることにより、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細かな指導をより一層充実させていくことが必要となります。

## 10 都立特別支援学校との連携等について

【成果】

都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、府中市立学校・公立幼稚園の要請により訪問指導や助言を行いました。また、特別支援教育についての研修会の講師を務めています。さらに副籍制度での児童・生徒の直接及び間接交流も多く実施されるようになりました。

【課題】

都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと府中市立学校の特別支援教育コーディネーターの交流を図り、学校全体での特別支援教育のより一層の充実・推進を図っていく必要があります。副籍制度については、交流の内容や学校の受入体制の充実をより一層図ることが必要となります。

## 11 特別支援学級の新設について

【成果】

平成25年度に新たに南白糸台小学校に通級指導学級を設置し、通級する児童への対応及び指導の充実を図りました。

【課題】

増加傾向にある発達障害がある児童・生徒の対応及び指導の充実のために、東京都が推進する「特別支援教室」の動向をうかがうとともに、情緒障害特別支援学級（固定学級や通級指導学級）の設置に向けた検討を行っていくことが必要となります。

## 12 教員研修の開催について

【成果】

特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を行うことで、対象の教員の資質向上を図り、校内の指導の充実を生かしていくことができました。また、職層に応じた研修会を設けることによ

り特別支援教育コーディネーターだけでなく、広く教員の資質向上に向けた取組も行いました。

【課題】

より一層、教員への特別支援教育研修会を充実させることにより、通常の学級での発達障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実・推進させるとともに、新たに指名された特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育コーディネーターの候補教員の育成を図る養成講座を充実させていくことが必要となります。

### 13 関係機関連絡会の開催について

【成果】

大学、学校、保健、医療、福祉等、様々な関係機関を一同に集めた連絡会（特別支援教育推進連絡会）を開催し、情報交換や協議等を行い、共有化することで、特別支援教育推進計画や幼児・児童・生徒への一貫した支援など、特別支援教育の充実に向けた取組に生かすことができました。

【課題】

よりきめ細やかな特別支援教育に関わる教育課題に対応できるように、関係機関連絡会に下部組織を作り、特別支援教育推進計画の立案や特別支援教育カリキュラムの作成、特別支援学級の新設等に向けた検討ができるようにすることが必要となります。

### 14 心身障害者福祉センター（あゆの子）等、就学前施設との連携について

【成果】

就学前の子供の保護者に教育、就学に関する説明会を開き、その中で特別支援教育や学校の取組、就学に当たっての留意点などについて説明を行うことで、就学に対する不安を解消することにつながられました。

【課題】

これまでの取組を継続して行うとともに、保護者のニーズに沿う内容の説明等ができるように心身障害者福祉センターとより一層連携を深めていくことが必要となります。

### 15 教育相談の体制について

【成果】

幼児・児童・生徒の適切な就学に向け、就学前相談、就学相談、転学相談など、ニーズに合わせた相談が行えるよう整備し、対応することができるようになりました。

【課題】

就学後のフォローについて就学相談員が学校を回っていますが、児童・生徒が就学先で不適應等を起こした場合にきめ細やかな対応が図れるよう、より一層学校と連携していくことが必要となります。

### 16 児童・生徒及び保護者や市民の理解啓発について

【成果】

児童・生徒には、交流及び共同学習により、障害への理解を図ることができました。保護者・市民には、学校での児童・生徒の交流について、学校便りや学級だよりなどを通じて活動の様子を伝えるとともに、特別支援学級の新設に関わる説明等を通じて障害がある児童・生徒の理解を深める



ことができました。

【課題】

児童・生徒には、より一層交流を充実させることにより、共に地域や社会を築いていく者同士であることを理解させ深めていくことが必要となります。また、保護者・市民への理解啓発では、説明会や研修会など、計画的・継続的に対象の幅を広く取って実施ができるような体制を整備していくことが必要となります。

## V 府中市における現状と分析

### 1 特別支援学級の児童・生徒の現状

#### (1) 在籍している児童・生徒数

府中市においては、障害のある児童・生徒の教育を行うため、固定の特別支援学級（知的障害）を、小学校6校、中学校3校に設置し、239人の児童・生徒が通学しています。また、通級指導の特別支援学級として、小学校では、難聴学級を1校、言語障害学級を2校、情緒障害学級を5校、中学校では、情緒障害学級を1校に設置し、215人の児童・生徒が通級しています。

今年度、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、次表のとおりです。

【特別支援学級設置数及び在籍者数】

単位（人）

| 種別     |        | 学校区分 | 学校数 | 学級数 | 児童・生徒数 |
|--------|--------|------|-----|-----|--------|
| 固定学級   | 知的障害学級 | 小学校  | 6   | 19  | 143    |
|        |        | 中学校  | 3   | 14  | 96     |
| 通級指導学級 | 難聴学級   | 小学校  | 1   | 1   | 6      |
|        | 言語障害学級 | 小学校  | 2   | 3   | 50     |
|        | 情緒障害学級 | 小学校  | 5   | 15  | 126    |
|        |        | 中学校  | 1   | 4   | 33     |
| 計      |        |      | 18  | 56  | 454    |

（平成25年5月1日現在）

【知的障害学級固定学級】

単位（人）

| 学校名     | 学級名 | 学級数 | 児童・生徒数 | 職員数 |
|---------|-----|-----|--------|-----|
| 府中第二小学校 | 仲よし | 4   | 29     | 5   |
| 府中第四小学校 | 仲よし | 3   | 24     | 4   |
| 府中第五小学校 | 仲よし | 4   | 28     | 5   |
| 府中第九小学校 | ふたば | 3   | 24     | 4   |
| 小柳小学校   | 仲よし | 3   | 22     | 4   |
| 南町小学校   | 仲よし | 2   | 16     | 3   |
| 府中第一中学校 | K組  | 5   | 33     | 7   |
| 府中第二中学校 | K組  | 4   | 28     | 6   |
| 府中第四中学校 | 10組 | 5   | 35     | 7   |

（平成25年5月1日現在）

## 【通級指導学級】

単位（人）

| 学校名     | 学級名    | 学級数 | 種別   | 児童・生徒数 | 職員数 |
|---------|--------|-----|------|--------|-----|
| 府中第一小学校 | ことばの教室 | 2   | 言語障害 | 31     | 3   |
| 住吉小学校   | ことばの教室 | 1   | 言語障害 | 19     | 2   |
| 住吉小学校   | きこえの教室 | 1   | 難聴障害 | 6      | 2   |
| 府中第三小学校 | つばさ    | 4   | 情緒障害 | 31     | 5   |
| 府中第八小学校 | ひまわり   | 4   | 情緒障害 | 34     | 5   |
| 府中第九小学校 | まなびの学級 | 3   | 情緒障害 | 27     | 4   |
| 住吉小学校   | きらり    | 3   | 情緒障害 | 27     | 4   |
| 南白糸台小学校 | せせらぎ   | 1   | 情緒障害 | 7      | 2   |
| 府中第三中学校 |        | 4   | 情緒障害 | 33     | 6   |

(平成25年5月1日現在)

特別支援学級設置校における総学級数に占める特別支援学級数の割合は、各学校において差が見られます。また、特別支援学級設置校の総児童・生徒数に対する特別支援学級の在籍児童・生徒数の割合も、各学校において差が見られます。

特別支援学級設置校において、学級の設置状況や児童・生徒の在籍状況が様々であることから、校内の指導体制を整えたり、通常の学級の児童・生徒との関わりを進めたりする場合には、各学校の状況や課題に応じた対応が必要となります。

## (2) 児童・生徒数の年度別推移

特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、平成25年5月では、固定学級、通級指導学級を合わせて454人となっています。

こうした傾向は、今後も続くものと予想されます。通常の学級を含め、障害の状態に応じた合理的配慮が必要となります。

## 【特別支援学級年度別在籍者数】

単位（人）

| 種別     | 学校区分   | 年度別 児童・生徒数 |      |      |      |      |     |
|--------|--------|------------|------|------|------|------|-----|
|        |        | 21年度       | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |     |
| 固定学級   | 知的障害学級 | 小学校        | 130  | 125  | 128  | 128  | 143 |
|        |        | 中学校        | 77   | 76   | 90   | 102  | 96  |
| 通級指導学級 | 難聴学級   | 小学校        | 6    | 4    | 4    | 5    | 6   |
|        |        | 中学校        |      |      |      |      |     |
|        | 言語障害学級 | 小学校        | 35   | 45   | 49   | 46   | 50  |
|        |        | 中学校        |      |      |      |      |     |
| 情緒障害学級 | 小学校    | 112        | 112  | 112  | 115  | 126  |     |
|        | 中学校    | 26         | 26   | 15   | 23   | 33   |     |
| 計      |        | 386        | 388  | 398  | 419  | 454  |     |

(当該年度の5月1日の児童・生徒数)

(3) 都立特別支援学校に在籍している府中市の児童・生徒について

都立特別支援学校は、特別支援教育を進めていく上で、特別な支援を必要とする児童・生徒、保護者及びその学校に対して、センター的な機能を担っています。そのため、都立特別支援学校と小・中学校、教育委員会が連携・協力して特別支援教育の促進を図ることが必要となります。

現在、小・中学校では、学区域の都立特別支援学校に通学している児童・生徒について、副籍制度を利用している場合は、都立特別支援学校と連携を図り、情報交換を通して状況の把握をしていますが、副籍制度を利用していない児童・生徒の情報は入りにくく、状況の把握が難しいのが現状です。都立特別支援学校に通っている児童・生徒が副籍制度を利用し、地域の学校との交流を通して教育活動への参加をより一層推進していくことが重要です。

なお、府中市に在住している児童・生徒の中で、都立特別支援学校に通学している児童・生徒数は、次表のとおりです。

府中市及び近隣区市の都立特別支援学校等に通学している児童・生徒数

単位（人）

|     | 府中けやきの森<br>学園 | 武蔵台学園 | 八王子<br>盲学校 | 立川ろう学校 | 中央ろう学校 | 計   |
|-----|---------------|-------|------------|--------|--------|-----|
| 小学部 | 71            | 36    | 0          | 6      | 0      | 113 |
| 中学部 | 38            | 21    | 2          | 5      | 2      | 68  |
| 計   | 109           | 57    | 2          | 11     | 2      | 181 |

（平成25年5月1日現在）

2 特別支援教育に関わる委員会・研修会等について

特別支援教育をより充実・推進していくために、様々な委員会等を設置し、協議検討を進めるとともに、特別支援教育に向けた研修会の充実を図っています。

平成25年度の委員会・研修会等の実施状況（予定を含む。）

| 委員会・研修会の名称         | 年間開催数 | 備考                |
|--------------------|-------|-------------------|
| 特別支援学級設置校長会        | 3回    |                   |
| 特別支援学級代表者会         | 5回    |                   |
| 就学相談協議会            | 5回    | A（小学校）B（中学校）部会で開催 |
| 情緒障害通級指導学級入級検討会    | 3回    | 小・中学校別で開催         |
| 難聴・言語障害通級指導学級入級検討会 | 3回    |                   |
| 特別支援教育推進連絡会        | 3回    |                   |
| 特別支援教育研修会          | 3回    |                   |
| 教育相談研修会            | 1回    |                   |
| 若手教員（1年次）育成研修会     | 1回    | センター研修会の中で実施      |

### 3 特別支援学級と通常の学級との連携

小学校学習指導要領、第1章の総則に「小学校間、公立幼稚園や保育所、中学校及び都立特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児・児童・生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」と交流教育について記述されています。

通常の学級に在籍している児童・生徒と障害のある児童・生徒との交流は、障害のある児童・生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるとともに、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場です。

特別支援学級では、設置校の通常の学級等と、各学校の実態に応じて、総合的な学習の時間の中で、共に活動して交流を深めたり、運動会などの行事等に一緒に参加したり、文通や作品の交換などの交流活動を行ったりしています。また、児童・生徒の状況によっては、個別に一部の学習において、通常の学級の授業に参加していることもあります。

また、府中市内にある都立特別支援学校と地域の小・中学校が年間を通して交流を深め、大きな成果を上げています。

このような交流活動は、特別支援学級の児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てていく上で、また、通常の学級に在籍している児童・生徒にとっても、豊かな人間性を培っていく上で大きな意義があり、今後、より一層推進していく必要があります。都立特別支援学校等が主催する研修会に市立学校教員が参加するなど、教員の交流も見られるようになってきており、今後、こうした連携をより一層推進していくことが重要です。

### 4 スクールカウンセラーの配置及び相談

これまで、市立小学校の一部と中学校全校に配置されていたスクールカウンセラーが、平成25年度から小・中学校の全校に配置されました。スクールカウンセラーは、東京都から年間35週、週1日8時間、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るために配置されています。スクールカウンセラーは、児童・生徒や保護者を対象に、不登校や友達関係等、児童・生徒の心と行動に関わる相談を行ったり、教員への助言を行ったりしています。また、発達と障害に関わる相談等、特別な支援を必要とする児童・生徒に関わる相談も行っています。

### 5 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況

通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童・生徒について、平成15年度に東京都において実態調査が行われました。その結果は次表のとおりです。

「知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合

単位 (%)

| 児童・生徒の状態           | 東京都 | 全国  |
|--------------------|-----|-----|
| 学習面か行動面で著しい困難を示す   | 4.4 | 6.3 |
| 学習面で著しい困難を示す       | 2.9 | 4.5 |
| 行動面で著しい困難を示す       | 3.0 | 2.9 |
| 学習面と行動面ともに著しい困難を示す | 1.5 | 1.2 |

※ 「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つ、あるいは複数で著しい困難を示す場合を示す。「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性・衝動性」の問題、あるいは「対人関係やこだわり等」の一つか複数で著しく示す場合を示す。本調査は、通常の学級の担任等の判断に基づくものであり、医師等の診断によるものではなく、LD、ADHD、自閉症スペクトラムの割合を示すものではない。

現在、小・中学校において、特別支援教育の対象となっている児童・生徒に加え、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導及び支援の充実をより一層図ることは重要です。

## 6 府中市立学校（園）における個別指導計画及び個別の教育支援計画の作成状況

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた指導を行うには、計画的に個別指導計画や個別の教育支援計画を作成し、適切な指導と必要な支援の実施に向けて十分に活用していくことが重要です。

個別指導計画及び個別の教育支援計画の学校（園）の作成状況については次表のとおりです。

＜通常の学級における個別指導計画を作成している学校（園）数＞

単位（校（園））

|     | 作成している        |                | 小計 | 作成していない | 計  |
|-----|---------------|----------------|----|---------|----|
|     | 必要な幼児・児童・生徒全員 | 必要な幼児・児童・生徒の一部 |    |         |    |
| 幼稚園 | 2             | 1              | 3  | 0       | 3  |
| 小学校 | 14            | 8              | 22 | 0       | 22 |
| 中学校 | 5             | 6              | 11 | 0       | 11 |

（平成25年5月1日現在）

＜通常の学級における個別の教育支援計画を作成している学校（園）数＞

単位（校（園））

|     | 作成している        |                | 小計 | 作成していない | 計  |
|-----|---------------|----------------|----|---------|----|
|     | 必要な幼児・児童・生徒全員 | 必要な幼児・児童・生徒の一部 |    |         |    |
| 幼稚園 | 0             | 1              | 1  | 2       | 3  |
| 小学校 | 6             | 7              | 13 | 9       | 22 |
| 中学校 | 4             | 2              | 6  | 5       | 11 |

（平成25年5月1日現在）

## 7 教育センターの教育相談室での相談状況

府中市では、教育センター内に教育相談室を設置しています。教育相談室では、来室相談、電話相談により、教育や心理の専門の相談員が市民や学校関係者からの様々な相談に応じています。

### 平成24年度教育センター 教育相談に関する件数

| 来室相談 | 相談内容     | 件数  |
|------|----------|-----|
|      | 不登校      | 120 |
|      | 発達障害     | 94  |
|      | 情緒不安定    | 53  |
|      | しつけ・育て方  | 51  |
|      | 集団不適應    | 11  |
|      | 非行及び非行傾向 | 9   |
|      | その他      | 83  |
|      | 合計       | 421 |

| 電話相談 | 相談内容      | 件数  |
|------|-----------|-----|
|      | 発達障害      | 68  |
|      | 不登校       | 55  |
|      | 学校・教師との関係 | 49  |
|      | その他       | 244 |
|      | 合計        | 416 |

## Ⅵ 特別支援教育の推進に向けた総合的な教育体制の整備

1 安心して、豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進します。

### (1) 通常の学級に在籍する発達障害児等を含めた支援の充実

#### 【現状と今後の方向性】

平成24年度までは、小学校の通常の学級に在籍する発達障害等の児童に対して、特別支援教育の経験豊かな指導員が、1校につき5人までを上限として週に1回、巡回による指導を行ってきました。

平成25年度からは、これまでの巡回指導員の体制を廃止し、学校が自校の実態に合わせ様々な課題に対応できるよう自律予算（校長裁量の予算）を配当し、これにより学校は特別支援教育を含めた学習やメンタル、問題行動等に対応するための補助員の配置を予算の範囲内で決められるようになりました。

今後も引き続き実施するとともに、年度ごとに効果を検証し、より一層の充実に努めていきます。

### (2) 特別支援学級の充実

#### 【現状と今後の方向性】

現在、特別支援学級（固定学級）を小学校に6校、中学校に3校設置しています。

特別支援学級（通級指導学級）は、情緒障害通級指導学級を小学校に5校、中学校に1校設置しています。また、難聴・言語通級指導学級を小学校に2校設置しています。

知的障害や情緒障害のある児童・生徒数の推移を踏まえ、今後も特別支援学級の充実を更に検討していきます。また、「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」で述べられた「全ての学校に特別支援教室を設置する」に基づき、東京都のモデル事業等の動向を見ながら、「特別支援教室」を含め、知的障害の固定学級や通級指導学級の増設、情緒障害の固定学級の設置を検討していきます。

### (3) 特別支援巡回チーム（専門家チーム）による学校支援の充実

#### 【現状と今後の方向性】

通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする発達障害の児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握するとともに内容と方法を明らかにし、担任、特別支援教育コーディネーター、児童・生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言することを目的として臨床心理士等を派遣しています。



これまでは、教育相談を専門とする臨床心理士等が、スクールカウンセラーが配置されていない小学校に週1回程度、スクールカウンセラー配置校の小・中学校には、月1回巡回していました。

平成25年度から、スクールカウンセラーが小・中学校全校に配置されたことを受け、学校の要請に応じて、発達障害や情緒が不安定な児童・生徒のニーズに応じた指導方法や支援についての助言を行うとともに、教員の専門性の向上のために、特別支援巡回チームが定期及び随時に訪問を行っていきます。

今後、「特別支援巡回チーム」の構成員として、現在配置している臨床心理士等に加え、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、精神保健福祉士（PSW）、医師等の配置について検討していきます。

#### 【教育相談員（臨床心理士等）の役割】

児童・生徒への指導のスーパーバイザーとして、次のような役割が考えられますが、学校の実態に応じて対応していきます。

- ・対象児童・生徒の観察及び指導内容・方法に対する助言
- ・校（園）内委員会での助言と特別支援教育コーディネーターへの支援
- ・対象児童・生徒の実態把握の実施への助言
- ・校内研修会における指導・助言
- ・対象児童・生徒の担任との相談
- ・その他学校が必要とすること

## 2 学校全体で教育支援を行うために、学校体制を整備します。

### 【現状と今後の方向性】

幼稚園や保育園、小・中学校の通常の学級には、発達障害（LD、ADHD、自閉症スペクトラム等）等により、学習面や生活面で、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒が在籍しています。

このことから、現在、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援をするために、校（園）内委員会や特別支援教育コーディネーターなどの特別支援教育体制の整備に努めています。

また、学校（園）では、発達障害を含めた幼児・児童・生徒の教育支援に向け、教育相談室の臨床心理士、スクールカウンセラー、特別支援学級の教員、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターからの助言を得るなどして充実を図っています。

教員が特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に早期に気付き、実態を把握し、適切な支援を行うことで、幼児・児童・生徒は望ましい成長を遂げ、学級も望ましい集団へと変わっていきます。そのためには、全教員が発達障害に関する専門性を高めるとともに、組織的に対応するための校（園）内支援体制をつくる必要があります。

このような課題に対応するため、校（園）内委員会の一層の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの養成、学校外からの支援体制の確立等を進めます。

### （1）校（園）内委員会の一層の充実

#### 【校（園）内委員会の組織と役割】

「校（園）内委員会」は、全校的な支援体制を整備するために各学校に設置する組織です。具体的には、幼児・児童・生徒の実態の把握、個別指導計画の作成、全教員の共通理解を図るための校（園）内研修の推進、関係機関との連携等を行い、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応していきます。

校（園）長は、学校（園）の規模や教員、特別支援学級の設置の有無、幼児・児童・生徒の状況、地域の特性、組織等の実態を踏まえて、校（園）内委員会を設置し、校務分掌に位置付け、定期的に関催することが重要です。

校（園）内委員会の開催は、緊急を要することもあるので、必要に応じて参加する委員を絞って開催するなどの工夫が必要です。

#### 【活動の評価と改善】

校（園）内委員会は、幼児・児童・生徒の実態把握を的確に行い、一人一人の支援体制を構築するために、計画的に運営していくことが求められます。そこで、各学校では、各学期末や年度末に、実態に照らして目標、検討内容等は適切であったか、手だては実施可能で具体的なものであったか、保護者との連携が深まっているかなど、校（園）内委員会の活動の状況を評価し、次学期、次年度に向けての改善を行うことが重要となります。

#### <校（園）内委員会の設置の仕方>

- ① 新規の委員会として、新たに設置する。
- ② 既存の校内の委員会に、校（園）内委員会の機能をもたせて拡大する。  
(例1) 「教育相談部」に管理職や生活指導主任等を加えて校（園）内委員会とする。  
(例2) 校内の「運営委員会」に特別支援教育コーディネーターや養護教諭を加えて校（園）内委員会とする。
- ③ 既存のいくつかの校内組織を整理するなどして、設置する。

#### <校（園）内委員会の設置に当たっての留意点>

校（園）内委員会の設置に当たっては、発達障害のある児童・生徒がいじめの対象や不登校となる場合もあることから、既存の生徒指導に対応する校内組織と連携を図る必要が生じることもあります。

#### <校（園）内委員会の名称>

特別支援教育委員会、校内支援委員会等、各学校の実態に応じた名称とする。

#### <校（園）内委員会の構成員>

学校での支援方針を決め、支援体制をつくるために必要な人で構成します。

(例) 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他必要に応じて外部の関係者

○開催 必要に応じて週1回程度



#### <校（園）内委員会の役割>

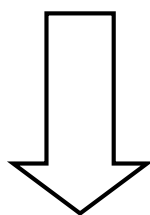
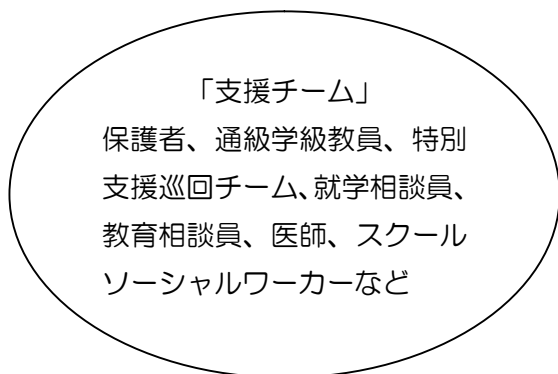
- ① 特別な教育的支援の必要な児童・生徒への気付きの促進
- ② 実態把握と支援方法の具体化
- ③ 保護者、関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成
- ④ 保護者、校内の関係者と連携した個別指導計画の作成
- ⑤ 全教員の共通理解・校内研修の推進
- ⑥ 特別支援巡回チームとの連携
- ⑦ 保護者相談の窓口・理解推進
- ⑧ 副籍制度の推進
- ⑨ 校内の特別支援学級との交流及び共同学習の推進

【校（園）内委員会の設置例】

＜小学校の例＞

「校内委員会」の下部組織に「支援チーム」を複数設置し、指導計画の作成や具体的な支援を行う体制を構築しました。

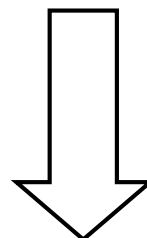
| 校内委員会 |     |      |        |          |        |      |    |                    |
|-------|-----|------|--------|----------|--------|------|----|--------------------|
| 校長    | 副校長 | 教務主任 | 生活指導主任 | コーディネーター | 特別支援教育 | 養護教諭 | 担任 | （随時）<br>スクールカウンセラー |



＜中学校の例＞

特別支援教育コーディネーターのほかに、生活指導担当教員及び進路指導担当教員をサブコーディネーターに指名し、また、各学年の代表者、養護教諭もメンバーに加えた「校（園）内委員会」を設置し、全校的、専門的な視点から支援ができるようにしました。

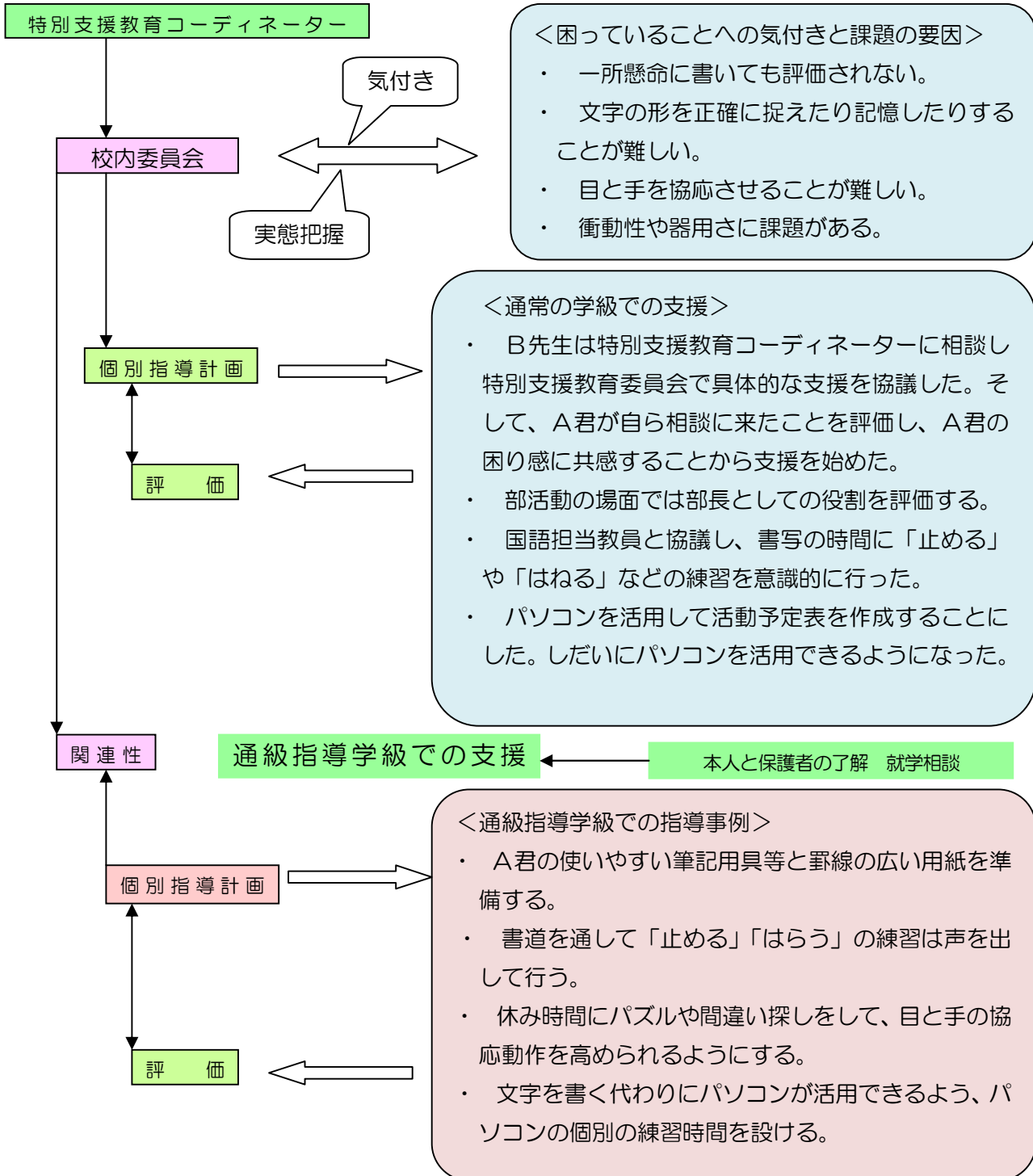
| 校内委員会                   |                 |                         |
|-------------------------|-----------------|-------------------------|
| 校長・副校長                  |                 |                         |
| 特別支援教育コーディネーター          |                 |                         |
| サブコーディネーター<br>（主幹・主任教諭） |                 | サブコーディネーター<br>（主幹・主任教諭） |
| 委員A<br>（第1学年代表）         | 委員B<br>（第2学年代表） | 委員C<br>（第3学年代表）         |
| 養護教諭                    |                 |                         |
| 担任（随時）                  |                 |                         |
| スクールカウンセラー（随時）          |                 |                         |
| 特別支援巡回チーム（随時）           |                 |                         |
| スクールソーシャルワーカー（随時）       |                 |                         |



| 「校内委員会」で取り組む内容（例） |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| 1                 | 気になる児童・生徒の実態把握                   |
|                   | ・ チェックリストやアセスメントシートなどを活用した実態把握   |
|                   | ・ スクールカウンセラーの活用                  |
|                   | ・ 専門家、特別支援巡回チームの活用の検討            |
| 2                 | 指導方針の検討、支援方法の具体化                 |
| 3                 | 教員の研修体制づくり（支援策について全教員で共通理解を図るなど） |
| 4                 | 保護者の理解啓発                         |
| 5                 | 個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく支援会議の開催     |
|                   | など                               |

【校内委員会の例（平成17年度 府中市特別支援教育推進委員会報告書より）】

中学2年生のA君はハンドボール部の部長をしています。部活動の予定表を作成することには抵抗感をもっています。一生懸命に書いた文字でも「きたない」とか「字が逆になっている」とか部員から言われてしまうからです。A君は顧問のB先生に相談することにしました。



＜特性の理解と対応＞

「自ら相談しなくなった」というA君の気持ちを受容し、部長としての役割を全教職員で評価することで特性からの弊害となる自己評価の低下を防ぐことができる。目と手の協応に課題があるので、書写指導の前段階にパズルや間違い探しを行うことが有効である。書写の指導だけではなく、表現内容の良さを評価することが大切である。

## (2) 特別支援教育コーディネーターの複数指名

### 【現状と今後の方向性】

平成18年度から全小・中学校において、校長が、豊かな教職経験と指導力があり、保護者から信頼される人材を特別支援教育コーディネーターに指名しています。また、市内の公立幼稚園では、特別な支援が必要な幼児の入園を踏まえて、平成21年度から特別支援教育コーディネーターを指名しています。

指名に当たっては、校（園）内組織に明確に位置付ける必要があります。また、平成26年度以降は、校（園）内委員会担当、副籍担当、関係機関との連携担当等、役割を細分化することで負担感を軽減するとともに、より充実した特別支援教育の推進が可能となるよう、全小・中学校で特別支援教育コーディネーターを複数指名します。

### 【特別支援教育コーディネーターの指名】

特別支援教育コーディネーターは、各学校の実態に応じて、主任・主幹教諭、生活指導担当、教育相談担当、進路指導担当、特別支援学級の教員等の中から、校長が指名します。また、指名する人数についても、各学校の実態に応じて定めます。

### 【特別支援教育コーディネーターの役割】

#### <校（園）内委員会の推進役>

- ・ 校（園）内委員会を円滑に運営していくために、担任から定期的に学級の様子等を聞き取り、課題を整理し、組織的に問題解決が図られるよう運営をリードします。

#### <幼児・児童・生徒の実態把握>

- ・ 幼児・児童・生徒の実態を把握し、指導や配慮が円滑に行われているかどうかの状況を把握します。

#### <保護者に対する相談窓口>

- ・ 保護者の気持ちをきめ細かく受け止め、信頼関係を築きます。必要に応じて、家庭での様子や医療的な情報を収集し、対応策等を共に考えます。

#### <校（園）内の関係者や関係機関との連絡・調整>

- ・ 医療、福祉、保健等の関係機関や専門家、都立特別支援学校等との窓口的な役割となります。

#### <特別支援巡回チームと担任との連絡・調整>

- ・ 教育相談、指導の充実に向けて、特別支援巡回チームとの連携を図り、訪問の内容・日程調整等を行います。

#### ＜副籍に関する推進役＞

- ・ 都立特別支援学校と連携し、児童・生徒の障害の状態等についての共通理解を推進します。
- ・ 都立特別支援学校と連携し、小・中学校の交流及び共同学習の計画と実施を行います。

#### ＜通常の学級の児童・生徒への理解・啓発＞

- ・ 保護者会等で講演会を行うなど、ノーマライゼーションについての理解・啓発を行います。
- ・ 特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習の計画と実施を行います。

#### ＜担任への支援＞

- ・ 幼児・児童・生徒の実態を把握し、担任の相談を受けるとともに、指導や配慮が円滑に行われているかどうかの状況を把握します。

#### 【特別支援教育コーディネーターの養成】

特別支援教育コーディネーターとしての資質の向上を図るとともに、他校の特別支援教育コーディネーターとの連携体制を構築し、各学校における活動を充実させることを目的として、特別支援教育コーディネーターに指名された教員を対象に連絡協議会等を実施します。また、東京都主催の研修会等に積極的に参加することが求められます。

### （３）個別指導計画、個別の教育支援計画等の充実

#### 【現状と今後の方向性】

公立の幼稚園・保育園・学校では、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を実現するために、保護者からの意見等を参考にしながら、障害の程度、興味・関心、生活経験、学習状況等を考慮し、個別指導計画等を作成します。

個別指導計画は、全ての特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒及び通常の学級において、障害の有無に関わらず、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒においても作成していきます。個別指導計画の作成については、書式、内容等を含めて校（園）内委員会において検討し、学校（園）全体で作成するとともに、保護者の願いを反映させていくことが必要です。そして、作成する過程において、個々の指導の目標、学習内容、学習方法、評価について、校（園）内委員会で協議し、組織的な対応を図ることが大切です。

また、個別の教育支援計画及び就学支援計画は、障害のある幼児・児童・生徒の幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うことを目的として、教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、保護者と共に作成します。就学前の支援計画については福祉保健部障害者福祉課と連携を図り、作成に関わるシステムや書式等について検討をしていきます。

個別指導計画・個別の教育支援計画等の作成に向けて、府中市では特別支援教育コーディネーターの教員を対象とした研修会を実施していますが、今後は、通常の学級の教員や管理職へも参加を促していきます。

## 【「個別指導計画」の作成と手順の例】

(平成17年度 府中市特別支援教育推進委員会報告書より)

個別指導計画とは、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を実現するために、学校が保護者からの意見等を参考にしながら作成する児童・生徒一人一人の指導計画である。困難感があり、教育的支援が必要な児童・生徒に応じた指導計画が個別指導計画である。

### 実態把握

- ① 保護者からの願いや家庭生活の実態を聞き取る。
- ② 学校生活における指導上の課題について教職員からの情報を集約する。

### 目標の設定

- ③ 長期(1年)、短期(学期)等の目標を設定する。

### 個別指導計画の作成

- ④ 各教科・領域の年間指導計画に基づいて指導計画を作成する。
  - ※ 支援の手だてを工夫することがポイントである。
  - ※ 作成後に保護者に提示し共通理解を図る。

### 教育的支援の展開

- ⑤ 関わる教職員は気付いたことをメモしておく。
  - ※ 指導者間の共通理解を図るツールとしての活用もできる。

### 評価

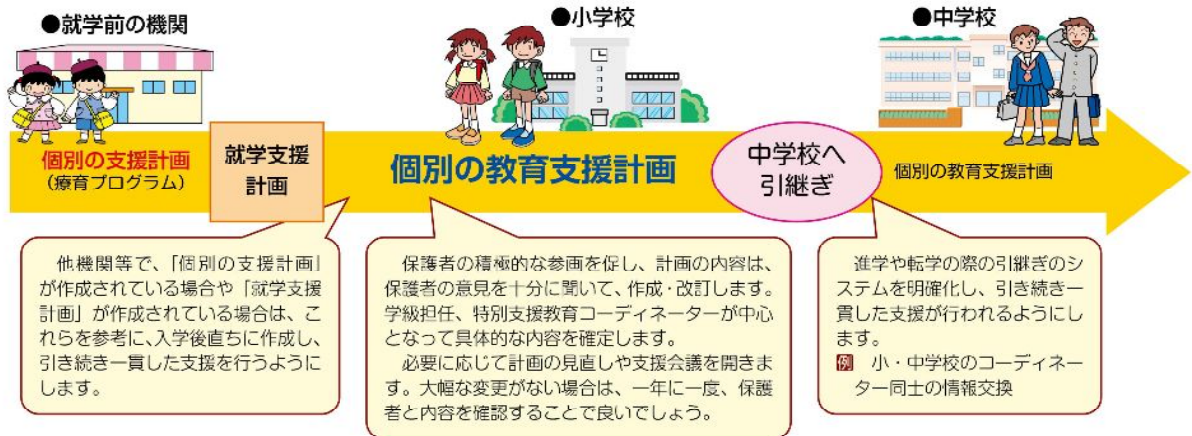
- ⑥ 学期ごとに「個別指導計画」に基づいた支援について評価する。
- ⑦ 修正や改善が必要な場合には次学期の「個別指導計画」に生かす。

#### 〈配慮すべきこと〉

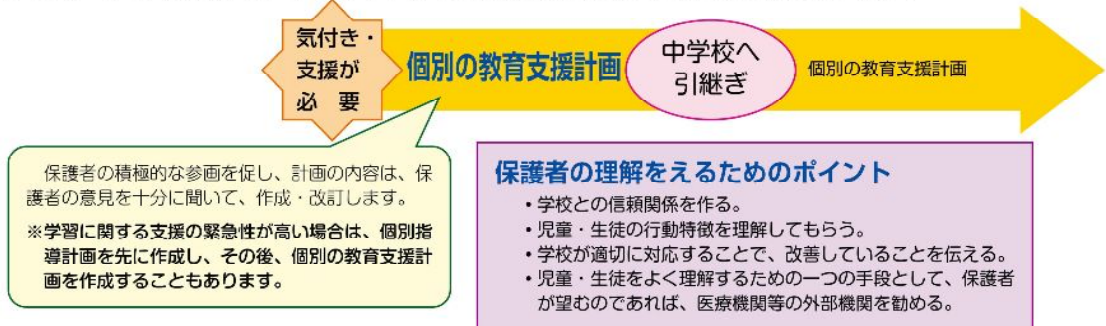
「個別指導計画」は、支援が必要な生徒への関わりを組織的に取り組むことや保護者との協力関係をより強固なものにしていくためのツールとして捉えることができる。「個別指導計画」は担任及び特別支援教育コーディネーターが中心となって作成し、「校(園)内委員会」で検討されることが望ましい。また、「個別指導計画」は個人情報保護の観点から定められた場所での管理が必要である。



〈例1〉就学前から「個別の支援計画」等が作成されている児童の場合



〈例2〉就学後、小学校第2学年の途中から支援が必要となった児童の場合



### 3 質の高い教育を行うために、教員の資質・専門性の向上を図ります。

#### (1) 教員の主体的な研究・研修の充実

##### 【現状と今後の方向性】

特別支援教育を推進していくためには、特別支援学級の担当教員や設置校の校長・副校長、教員だけでなく、全教員の専門性や資質の向上を図るための計画的・継続的な研修を進めることが不可欠です。そのためには、教員一人一人が日々の教育活動の中で継続的に研修・研究を深めていかなければなりません。各学校（園）では、校（園）内委員会を機能させ、特別支援教育コーディネーターや研究主任が中心となって、校（園）内における研修体制の整備・充実を図る必要があります。

#### (2) 教員研修の充実

##### 【現状と今後の方向性】

特別支援教育は、全ての学校（園）・学級において実施しなければなりません。全教員が特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の理解と指導ができるようになるために、教員に対して意図的・計画的・継続的な研修体制を構築し、専門性や資質の向上を図っていく必要があります。

今後は、更に特別支援教育に関わる研修体制を整備し、全教職員を対象として実施していく必要があります。特に、都立特別支援学校と連携し、共催での研修の機会を設定していきます。

また、都の特別支援教育コーディネーター研修受講についても、各学校（園）の特別支援教育の一層の推進の視点から、計画的に行っていきます。

#### <特別支援教育に関わる研修の実施例>

| 対象者                              | 内容等  |
|----------------------------------|--|
| 通常の学級の教員<br>特別支援学級の教員<br>公立幼稚園教員 | ・特別支援教育の考え方と今後の動向<br>・発達障害の理解と指導<br>・特別支援教育コーディネーター養成講座 など   |
| 特別支援教育コーディネーター                   | ・特別支援教育コーディネーターの概要<br>・校（園）内研修（特別支援教育）の推進<br>・発達障害のある児童・生徒への指導と支援<br>・特別支援学級及び都立特別支援学校の指導内容など<br>・医療、福祉、都立特別支援学校等の関係機関との連携など |
| 管理職                              | ・校（園）内委員会の設置と運営<br>・副籍制度の充実に向けて など   |
| 支援員                              | ・特別支援教育の考え方、発達障害等の理解と児童・生徒の指導方法 など   |

### (3) 特別支援教育推進連絡会の充実

#### 【現状と今後の方向性】

障害のある幼児・児童・生徒に関わる相談や支援については、教育、保健、医療、福祉、労働等様々な機関が関わっています。各機関の連携と協力を図り、関係する各分野や機関が一体となって、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズにに応じて、継続的に支援していく体制を整備していくことが大切になります。

そこで、教育センターが特別支援教育推進連絡会を開催し、特別支援教育の推進や各関係機関の連携を目的として、教育センターを中核とした都立特別支援学校、公立幼稚園、保育園、市立小・中学校、学童、保健、医療、福祉の関係諸機関との総合的な連携の在り方について協議を進めるとともに、府中市特別支援教育推進計画の検討、各機関との情報の交換、施設訪問等を行っていきます。また、特別支援教育推進計画、特別支援学級の新設や教育課程を含めたカリキュラム等の内容について検討を行う専門委員会を必要に応じて設置していきます。

＜府中市教育委員会＞

報告

#### ＜特別支援教育推進連絡会＞

- ▶ 各関係機関との連携・情報交換を行う。
- ▶ 専門委員会からの報告を検討し、調整を図る。
- ▶ 検討・協議した内容を教育委員会に報告する。

など

#### 《専門委員会（例）》

##### ＜特別支援推進計画 作成委員会＞

- ▶ これまでの推進計画の「成果と課題」について検討を行う。
- ▶ 「成果と課題」「国や東京都の動向」に基づき、今後の「特別支援推進計画」の内容の検討を行う。

##### ＜特別支援学級 設置検討委員会＞

- ▶ 障害のある児童・生徒の就学状況等の推移を基に新設に向けた検討を行う。
- ▶ 新設に向けた準備検討委員会を分科会として設置する。

##### ＜特別支援学級 カリキュラム検討委員会＞

- ▶ 特別支援学級の教育課程等の指導内容を把握し分析する。
- ▶ 特別支援学級のカリキュラムについての基本的な内容を検討する。

## 4 ライフステージに応じた相談及び相談支援体制を充実します。

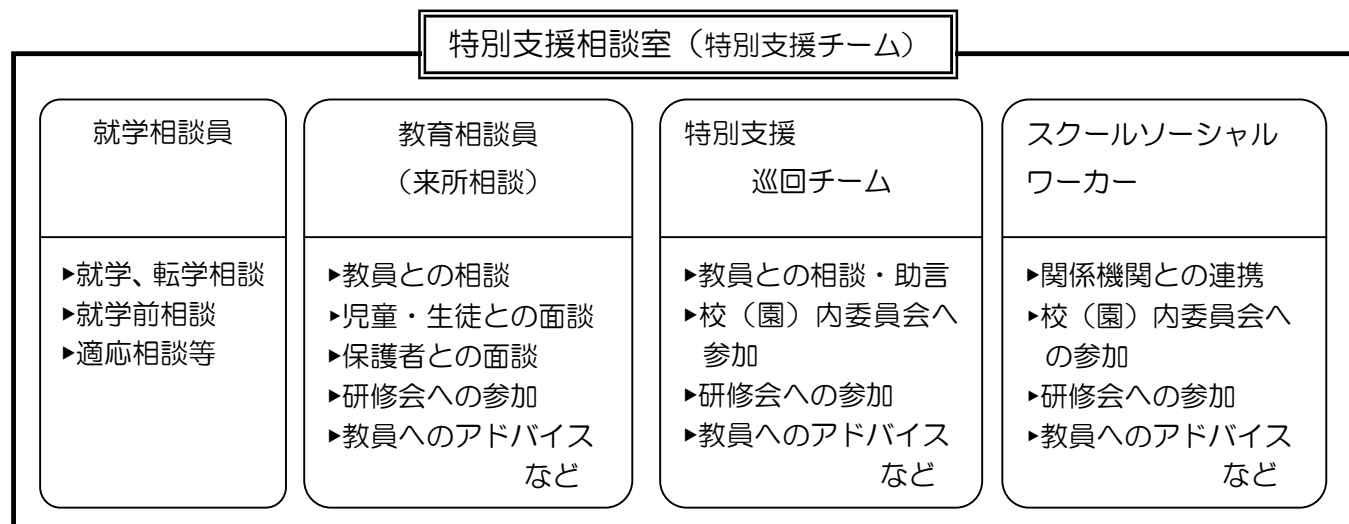
### (1) 特別支援相談室の充実

#### 【現状と今後の方向性】

平成18年度以降、巡回相談、巡回指導等に加え、公立幼稚園、小・中学校においては、校（園）内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等、特別支援教育の推進に向けて取り組んできました。特に、各学校の特別支援教育コーディネーターは、指導の専門性を発揮することや、学校と関係機関との連絡・調整を行う能力等が求められます。また、発達障害に関する専門的な知識や実際の指導における専門性が期待されることもあります。

特別支援相談室は、学校外にあって、学校と関係機関との連絡・調整や学校に直接助言・支援を行うなどします。学校が関係機関に専門的な支援を求める場合などに、特別支援教育に関わる相談の窓口となる役割も担っていきます。

また、特別支援相談室では、就学相談員・教育相談員・特別支援巡回チーム・スクールソーシャルワーカーによる特別支援チームを組織し、それぞれが連携しながら、学校を支援していきます。



### (2) 幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学

#### 【現状と今後の方向性】

障害のある幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うために、一人一人の特別な教育的ニーズに配慮した就学相談を行う必要があります。また、相談の過程においては、保護者や本人の意向を尊重しながら、教育・医学・心理学等の観点

から総合的な判断を行い、一人一人のライフステージを見通した適切な相談を進めることが大切です。

そこで、府中市では、平成15年度から教育相談（就学・転学相談）の形式、方法等の改善を図り、障害のある幼児・児童・生徒の保護者や子供への支援相談活動（教育相談）として、就学前における保護者を対象とした相談（就学前相談）・就学時における相談（就学相談）・入学後における相談（転学相談・適応相談）を行っており、今後もより一層の充実に努めていきます。

#### 【基本的な考え方】

府中市教育委員会では、障害のある児童・生徒に適切な教育を行うために、次の基本方針に基づき、就学相談を進めるとともに、東京都教育委員会と密接な連携を図り、適切な就学に努めていきます。

- (1) 障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を保障することを基本理念とします。
  - ・ 児童・生徒のライフステージを見通し、就学支援シートを活用して、障害の種類や程度、発達の状態及び個々の教育内容・方法に基づく適切な就学を進めます。
  - ・ 保護者に対して就学に関する的確な情報を伝え、より深い理解と納得が得られる相談を行います。
- (2) 児童・生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、教育委員会の責任と判断において適切な就学相談を行います。
  - ・ 関係機関との連携を密にし、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取した上で、総合的かつ慎重な判断を行います。
  - ・ 教育環境の弾力的な取扱いについては、障害に応じた適切な就学のための環境が整備されていることについて、十分に考慮して判断を行います。

### （3）就学・転学相談の充実

#### 【現状と今後の方向性】

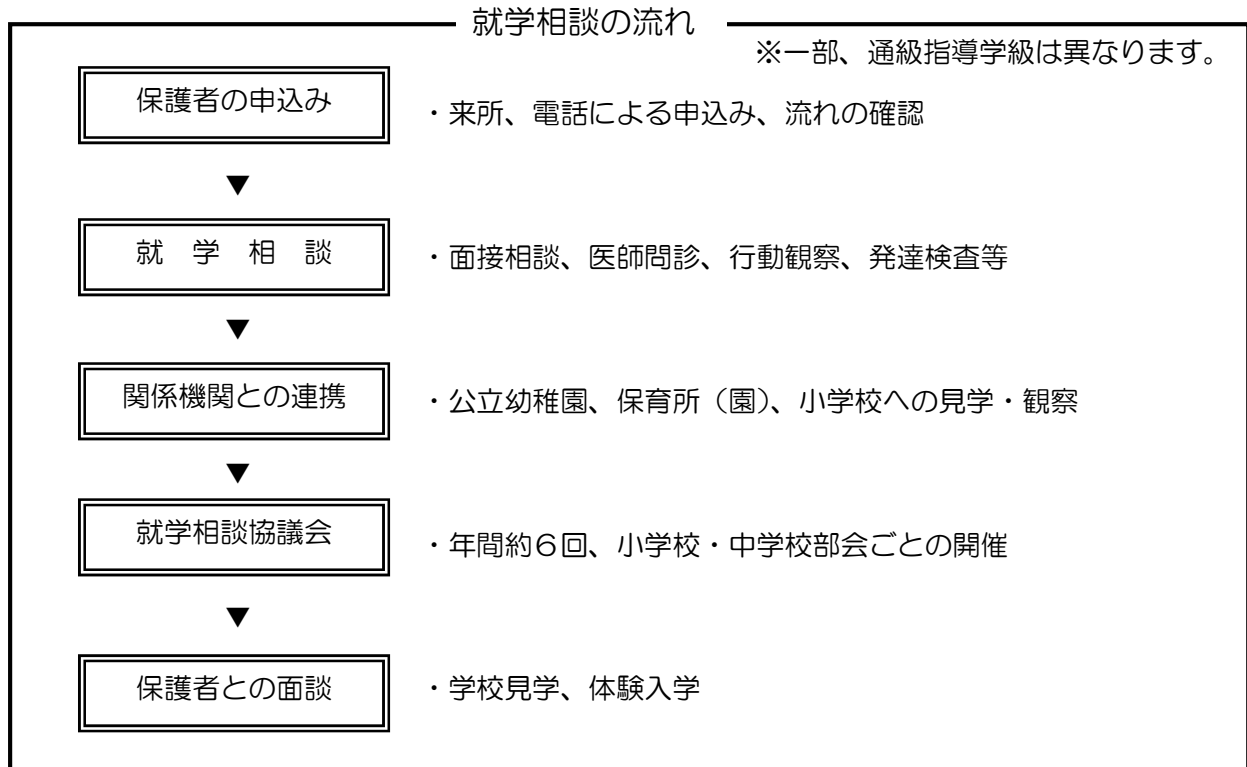
就学前の障害のある子供の保護者への支援として、府中市心身障害者福祉センター（あゆの子）、健康推進課母子保健係（保健センター）等、就学前施設との連携を行っています。また、直接的な相談ではありませんが、小学校に入学する際の就学相談システムや特別支援教育についての知識や、府中市内の特別支援学級の情報等について、幼稚園や保育所（園）の教員及び保育士に理解してもらい、通園（所）している子供の保護者へ伝えていただくことは大切なことです。

そこで、私立幼稚園長会と保育園長会において、就学相談員が就学相談のシステムと特別支援学級設置校等について説明を行っています。私立幼稚園教諭全体研修会でも、同様の説明を実施しています。また、保健センター職員への情報提供、情報交換等も行っており、今後もより一層の充実に努めていきます。

【就学・転学相談の充実に向けて】

ア 就学相談システムの現状と改善

就学相談の流れは現在、次のとおりとなっております。



特別支援学級の固定学級の就学相談の流れは、初めに、保護者からの教育センター就学相談室への申込みを受けて、就学相談員が就学相談の仕組みや内容を保護者に説明します。その後、就学相談室での、面接相談、医師問診、行動観察、発達検査等を含めた相談を行います。さらに、就学相談協議会で、それぞれの専門家による協議を行い、その判断の結果を保護者に伝えるとともに、保護者の了解を得て、就学先の学校へ伝える、という流れになっています。

また、通級指導の特別支援学級への入級に関わる相談の流れは、まず在籍している学校が保護者からの入級の申込みを受け、就学相談室に伝えます。その後、就学相談室での発達検査などを含めた相談を経て、当該児童・生徒の入級予定の通級指導学級において行動観察、入級検討会を行い、通級を決定していくという流れになっています。

特に、小学校の就学にあっては、就学前の家庭や公立幼稚園、保育所（園）における子供の状況が報告書に限られてしまうことがあり、十分に情報が伝わらないことがありましたが、保護者の同意を得て、就学相談員が公立幼稚園、保育所（園）等を訪れ、子供の様子を見学・観察するとともに、そこでの日常の様子等について先生方から話を伺うことにしています。

現在、就学相談員は、都立特別支援学校や特別支援学級等の職務を経験した特別支援教育の専門家と臨床心理士により構成され、就学相談を担当しています。また、就学相談員の資質として次のことが求められています。

- ・ 障害に対する専門的な知識と特別支援教育への理解
- ・ 障害のある児童・生徒のライフステージを見通すことのできる先見性
- ・ 保護者や児童・生徒の心情を汲み取り受容する心

- ・ 就学相談に当たって、関係者、関係機関と連携・協力する協調性や調整力
- ・ 収集した情報や行動観察を基に総合的な教育的判断をする経験や知見

就学相談員は、府中市又は東京都主催の特別支援教育研修会や都立特別支援学校主催の研修会、その他必要と認められる講演会などに積極的に参加し、資質の向上に努めています。

#### イ 特別支援教育就学相談協議会（以下「就学相談協議会」といいます。）の改善

取り扱うケースにより、小学校部会、中学校部会に分け、校種によってそれぞれ適切な就学について協議しています。また、開催回数も、年間6回程度行うことで、1ケースごとの協議時間を大幅に増やすことが可能となり、より充実した協議会となっています。

#### ウ 適応相談の実施（入学後フォローとしての相談活動）

就学相談協議会の前後での保護者との相談を進めていく中で、実際に学校や教育活動の場面を見学、体験する学校見学・体験入学を行い、より理解を深めていただくことは大切です。そこで、保護者からの希望を受け、就学相談員が日程・体験活動内容等について学校との連絡調整を行うとともに、当日は保護者、児童・生徒に同行し、細かい説明を行います。

また、保護者との相談後、入学先が内定した場合は、入学前に就学相談員が学校を訪問し、保護者の同意の下で、入学予定の児童・生徒の受入れについて校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭と面談し、入学後の適応を図るよう相談します。

さらに、入学後においては、学級での生活、学習状況等の児童・生徒の適応状況を把握し、担任の先生との連携を深めるために、就学した学校を就学相談員が訪問しています。また、保護者の希望に応じて、入学後に学校、保護者そして就学相談員による定期的な面談を行い、入学後のフォローとしての相談活動を行っています。

## 5 府中市における関係機関ネットワークづくりを推進します。

### (1) 副籍の充実・都立特別支援学校との連携

#### 【現状と今後の方向性】

平成19年度から区市町村で実施している副籍制度については、その意義の理解と定着を図るため、都立特別支援学校と連携しながら、小・中学校の教員や在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解啓発を積極的に進めています。

今後は、特別支援教育コーディネーター連絡会等の機会に、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと副籍制度の実施について情報交換するなどして、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒の居住地での交流が充実するよう検討します。

都立特別支援学校との連携について「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」においては、連携の在り方として「エリアネットワーク」による連携が示されています。

今後は、特別支援教育推進連絡会や都立特別支援学校連絡協議会、就学相談協議会、特別支援教育コーディネーター連絡会等を通して、都立特別支援学校のセンター的機能を一層活用することで連携を強化します。

取組内容は、次のとおりです。

- ・ 都立特別支援学校の専門性を発揮した市内公立幼稚園、小・中学校への支援
- ・ 特別支援教育に関する相談・情報提供
- ・ 教員に対する特別支援教育に関する研修の共催
- ・ 障害児（者）についての理解啓発
- ・ 地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の情報提供 など

公立幼稚園、小・中学校の校内体制整備や副籍の充実、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の指導に関する相談・支援及び指導法や教材・教具の活用についての支援、通常学級や通級指導学級・固定学級に在籍する児童・生徒への巡回相談について、連携の強化を図ります。

「副籍制度」「地域指定校」については、「都立特別支援学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小学校・中学校に副次的な籍をもち、学校・学級便りの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校への日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る」ことが東京都特別支援教育推進計画に示されました。

また、平成20年3月に告示された都立特別支援学校学習指導要領の改訂により、「障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を計画的・組織的に行うこと」が規定されました。

府中市としては、都立府中けやきの森学園、都立武蔵台学園と市内小・中学校の交流活動の更なる充実を図ります。

また、副籍制度を充実することで、交流及び協同学習を推進していきます。



## (2) 大学との連携の強化：発達心理学専攻等の大学院生による教育支援

### 【現状と今後の方向性】

関係機関と連携し、発達心理学及び発達臨床心理学を専攻している大学院生を、年間を通して、毎週決められた時間に学校に派遣し、発達障害があると見られる児童・生徒への教育支援を行います。

この取組は、教育委員会と大学が正式な協定を結び、大学院における単位取得の授業の一環と位置付けています。

今後は、小・中学校に大学院生を派遣し、発達障害があると見られる児童・生徒への教育支援を推進するとともに、特別支援教育の視点からの授業改善や学級経営の在り方の検討も行います。

## (3) 府中市心身障害者福祉センター（あゆの子）等、就学前施設との連携

### 【現状と今後の方向性】

就学前の障害のある幼児を対象とした通所施設として、府中市障害者福祉センター内に「あゆの子」があります。教育委員会では、平成15年度から府中市心身障害者福祉センターとの連携を図り、通所している幼児の保護者を対象に、様々な取組を行い、障害のある子供の保護者支援をしています。

今後は、より一層子ども家庭支援センター「たち」との連携を図り、障害がある幼児・児童・生徒の情報を共有し、指導や対応について協議していきます。

### 【「あゆの子」と教育委員会との連携した取組】

| 名 称             | 内 容   |
|-----------------|---|
| ・保護者対象の研修会      | ・テーマ「我が子の接し方、育て方」に基づく講演等  |
| ・教育、就学に関する説明協議会 | ・学校教育の概要及び府中市における就学相談についての説明<br>・特別支援教育についての説明<br>・特別支援教育の取組についての説明 |
| ・教育、就学に関わる個別相談  | ・教育センターの就学相談員による「あゆの子」での個別相談  |

## 6 学校関係者、市民への特別支援教育に関わる情報を発信します。

### (1) P T A ・ 保護者等への説明と理解

#### 【現状と今後の方向性】

特別支援教育を推進していく上で、特別支援教育についての保護者に対する理解啓発活動が重要となります。P T Aや保護者等を対象に講師を招へいし、制度、教育そのものについての研修会を開催しています。また、学校の取組について、学校便りに掲載するなど、積極的な広報活動を展開しています。

障害のある子供の健やかな成長のためには、地域の力が必要になります。平成26年度から府中市立学校で実施していくコミュニティ・スクールにおいて、学校がより一層地域と連携を図り、障害のある子供が地域の中で育っていけるよう、地域住民への障害理解啓発を行っていくことが重要となります。

学校公開や学校のホームページ、学校便り、学級便り等を活用しながら、学校で取り組んでいる様子等も発信していきます。

### (2) 児童・生徒の理解啓発

#### 【現状と今後の方向性】

特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や指導を通して、必要な指導・支援を行うものです。したがって、全ての学校、通常の学級も含めた全ての学級が、障害のある児童・生徒の教育の場となります。

そこで大切なことは、各学校において、全教育活動を通して、児童・生徒に適切に人権教育や障害者の理解に関わる教育を進め、障害の有無に関わらず児童・生徒が互いを認め合い、支え合い、尊重し合うようにしていくことが大切です。

特に、障害のある児童・生徒の理解については、教職員の理解や指導の姿勢が、児童・生徒に大きく影響することに十分留意して、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めていきます。

## <用語の説明>

### 【ADHD（注意欠陥多動性障害）】

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障を来すものである。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

（文部科学省 H15：「今後の特別支援教育の在り方について【最終報告】」）

### 【LD】

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害等の障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

（文部省 H11：「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」）

### 【アスペルガー症候群】

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものをいう。

（文部科学省 H16：小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）の公表について）

### 【アセスメント】

支援を必要としている子供の状態像を理解するために、対象に関する情報を様々な角度から集め、その結果を総合的に、整理、解釈していく過程である。

最初のアセスメントでは、子供の主とする問題がどこにあるのか、その問題の背景にはどのような要因があるのか、どのようなニーズをもっているか、優れている能力などを把握する。

実際に支援が始まってからのアセスメントでは、当初の状態像の見立ては妥当であったか、子供の発達の経過はどうであるか、なされた支援はその子供にとって適当であるかなどを把握することが目的になる。

方法としては、知能検査や認知能力検査、学力検査など、標準化された検査のほか、子供の作品の分析、教師自作のテスト、行動観察、インタビューなどが考えられる。

（日本LD学会 LD・ADHD等関連用語集日本LD学会編 日本文化科学社）

### 【高機能自閉症】

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

（文部科学省 H15：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」）

今後、「高機能自閉症」と称さず、自閉症スペクトラムに集約される。

### 【校（園）内委員会】

特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として各学校に設置される委員会のこと。

（文部科学省 H15：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」）

### 【広汎性発達障害】

広汎性発達障害は、自閉症の仲間の上位概念。高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

（独立行政法人 国立特殊教育総合研究所HP 障害のある子供の教育について学ぶ）

今後、「広汎性発達障害」と称さず、自閉症スペクトラムに集約される。

#### 【個別指導計画】

障害のある子供の状態像に応じ、的確な指導・支援の提供が実現できるよう、学校における教育課程等を踏まえ、目標、指導・支援内容、評価の観点等を含んだもの。平成11年3月に告示され、平成14年度から完全実施されている盲学校・ろう学校及び養護学校の学習指導要領において、自立活動や重複障害児の教育について作成が義務付けられた。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

#### 【個別の教育支援計画】

障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とするもの。

また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

#### 【就学相談】

LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人に最もふさわしい教育を進めるために、教育委員会と保護者が行う就学のための相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会であるため、盲・ろう・養護学校に就学する場合も、区市町村教育委員会における就学相談を経由して都教育委員会に通知される。

各区市町村教育委員会には、児童・生徒一人一人に最もふさわしい就学先について判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する「就学相談委員会」が設置されている。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

#### 【巡回相談】

専門家による学校への実際の支援で、校内での実態把握や個別の指導計画の作成に関する助言、校内研修会への支援、保護者への支援を行う。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

※ 府中市では、平成25年度から学校の要請に応じて特別支援巡回チームが定期及び随時に訪問を行う形態とした。

#### 【情緒障害】

心理的な原因などにより、情緒に障害があること。自閉症は、以前は子育ての失敗が原因であると思われていたため、学校教育用語では情緒障害に分類され、自閉症児の所属する特殊学級は情緒障害児学級という名前であるが、医学・心理学的には発達障害に分類される。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

#### 【自閉症スペクトラム】

自閉症、特定不能の広汎性発達障害などの各疾患を広汎性発達障害の連続体の1要素として捉えたもののことである。自閉症連続体、自閉症スペクトルなどともいう。

#### 【自立活動】

障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣等を養うことを目指す学習活動のこと。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

## 【心身障害教育】

特殊教育と同義、東京都では「心身障害教育」の名称で呼ぶ。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

現在は「特別支援教育」と名称を改めている。→用語「特別支援教育」を参照

## 【ソーシャルスキル】

私たちが社会の中で生活をするときには、周りの人たちとの間で、社会的習慣に従って、言葉や身ぶり、表情などで意志や感情を伝え合う。また、他人の性格や意志、感情などについて判断するときも、相手の言葉や身ぶり、表情などの外見的な手がかりを利用している。言葉や身ぶり、表情などの手がかり(対人的行動)や、電話のかけ方、バスの乗り方などの社会生活上必要な技術のことを、ソーシャルスキル(社会的スキル)と呼ぶ。

ソーシャルスキルは先天的なものではなく、練習や経験によって習得される。ソーシャルスキルがまずいと、仲間たちから拒否されたりし、孤立しやすく、円滑な社会生活が難しくなり、様々な二次的問題が生じやすくなる。

(日本LD学会 LD・ADHD等関連用語集日本LD学会編日本文化科学社より引用)

## 【知的障害】

「発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態」をいう。「発達期に起こり」とは、発達期(一般的には18歳以下)以降のけがや加齢による知的機能の低下による知的機能の障害とは区別されることを意味している。

知的機能は、認知や言語などに関わる機能であり、「知的機能の発達に明らかな遅れがあり」とは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に同年齢の子供の平均的水準より、明らかに遅れがあることを意味している。

適応行動は、「他人との意思の交換」「日常生活や社会生活」「安全」「仕事」「余暇利用」等に関する機能として考えられ、「適応行動の困難性を伴う状態」とは、適応行動がその年齢で一般的に要求される状態までに至っておらず、全体的な発達の遅れとして現れていることを意味している。

(独立行政法人 国立特殊教育総合研究所 HP:障害のある子供の教育について学ぶ)

## 【特殊教育】

心理的または身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行おうとする学校教育の一分野のこと。

(石部元雄、伊藤隆二、鈴木昌樹、中野善達編著「心身障害辞典」福村出版)

現在は「特別支援教育」と名称を改めている。→用語「特別支援教育」を参照

## 【特別支援学級(固定学級)】

教育活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、学習活動の全部を小・中学校に設置された学級に在籍し、指導を受ける。都内には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱(院内学級)、情緒障害を対象とした学級がある。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

## 【特別支援学級(通級指導学級)】

教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍しながら、障害の改善等に関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して受ける。都内には、弱視、難聴、言語障害、情緒障害を対象とした学級がある。

(東京都 H15:「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

#### 【特別支援教育】

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

(文部科学省 H15：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」)

#### 【特別支援教育コーディネーター】

特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者のニーズに対する適切な支援を実施するために、学校内の教職員及び学校外の関係機関・専門家等との連絡・調整を行う者（教員）。小・中学校及び盲・ろう・養護学校において、校長が指名する。

(東京都 H15：「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」)

#### 【特別支援教室】

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。

(文部科学省 H15：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」)

#### 【ノーマライゼーション】

障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会を目指すという考え方

(文部科学省 H13：「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」)

#### 【副籍制度】

都立盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校の日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図るもの。

(東京都 H16：東京都特別支援教育推進計画（概要）)

#### 【ペアレント・トレーニング】

UCLA神経精神医学研究所において開発されたプログラム。この技法は、支援者が子供の行動を「して欲しい行動」、「して欲しくない行動」、「許しがたい行動」に分類し、「肯定的な注目をする(ほめる)」ことや、ほめる行動が現れるのを待つために「注目をしない(静観する)」こと、「行動に制限を設ける」ことによって子供の行動を望ましい方向に変容させようとするものである。保護者が子供に対して行うことを基本としている。

(東京都教職員研修センター：自閉的傾向のある生徒の不応行動を改善する指導に関する研究より)

#### 【リソースルーム】

障害のある児童・生徒が、通常の学級で教育を受ける際に起こるあらゆる教育的ニーズを満たすために人的・物的環境が整っている部屋（教室）のこと。米国等の諸外国における教育システム。

(石部元雄、伊藤隆二、鈴木昌樹、中野善達編著「心身障害辞典」福村出版)

＜教育相談等に関わる関係機関の連絡先＞

| 種別    | 名称   | 電話  | 所在地   | 内容   |
|-------|--|---|---|--|
| 教育    | 府中市立教育センター   | 042-364-4108<br>電話相談室<br>042-360-4188   | 府中市府中町 1-32   | 教育相談、就学相談、特別支援、電話相談など<br>※来所での相談については事前に予約が必要です。               |
|       | 東京都特別支援教育推進室   | 03-5228-3433  | 新宿区赤城元町 1-3   | 入学・就学相談、特別支援教育など   |
|       | 東京都教育相談センター  | (代)03-3360-4172<br>教育相談・電話相談<br>03-3360-8008  | 新宿区北新宿 4-6-1  | 教育相談・電話相談など  |
|       | 東京都立特別支援学校<br>府中けやきの森学園<br>武蔵台学園<br>八王子盲学校<br><br>立川ろう学校<br>中央ろう学校 | 042-367-2511<br>042-576-7491<br>042-623-3278<br><br>042-523-1358<br>03-5301-3031    | 府中市朝日町 3-14-1<br>府中市武蔵台 2-8-28<br>八王子市台町<br>3-19-22<br>立川市栄町 1-15-7<br>杉並区下高井戸<br>2-22-10 | 特別支援教育<br>就学相談   |
| 福祉・医療 | 東京都立多摩療育園  | (代)042-366-2311<br>(診療予約)<br>042-366-2316   | 府中市西府中町 4-7-1   | 小児科、神経内科、精神科、てんかん外来など  |
|       | 東京都立府中療育センター   | 042-323-5115  | 府中市武蔵台 2-9-2  | 重度の知的障害と重度の運動障害を併せもつ重症心身障害児・者に対し療育と医療のサービスを提供する施設              |
|       | 東京都発達障害者支援センター   | 03-3426-2318  | 世田谷区船橋 1-30-9   | 発達障害等の相談   |
|       | 東京都心身障害者福祉センター<br>東京都心身障害者福祉センター<br>多摩支所                           | 03-3203-6141<br>042-573-3311  | 新宿区戸山 3-17-2<br>国立市富士見台 2-1-1   | 身体障害者手帳・愛の手帳の判定・交付、補装具の判定等                                     |
|       | 東京都立小児総合医療センター<br>(児童・思春期精神科)                                      | (代)042-300-5111   | 府中市武蔵台 2-8-29   | 発達障害、強迫性障害、心因性精神障害、精神障害がある幼児期から思春期までの小児を対象に診療                  |
| 医療    | 国立成育医療研究センター   | 03-3416-0181  | 世田谷区大蔵 2-10-1   | 成育に関わる医療   |
|       | 教育・福祉等   | 府中市役所<br>教育委員会<br>子育て支援課<br>障害者福祉課<br>子ども家庭支援センター<br>「たっち」<br>「しらとり」<br>心身障害者福祉センター | (代)042-364-4111<br><br><br><br>042-354-8700<br>042-367-8881<br>042-360-1313               | 府中市宮西町 2-24<br><br><br>府中市宮町 1-50<br>府中市武蔵台 1-10<br>府中市南町 5-38 |